

<h1>静岡市報</h1>	No. 143
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目次

条 例

- 静岡市子育て支援センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 1

規 則

- 静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 2

<本号で掲載された条例のあらまし>

◇ 静岡市子育て支援センター条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第1号）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をすることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

静岡市子育て支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市子育て支援センター条例(平成15年静岡市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第6条の2第7項」を「第6条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第2号

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年1月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第14条 条例第68条の2第1項の規定による公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないものとする。

2 条例第68条の2第1項の規定による公表の対象となる違反の内容は、法第4条第1項に規定する立入検査において、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第15条 条例第68条の2第1項の規定による公表は、前条第2項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、市ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- （1）前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- （2）前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- （3）前2号に掲げるもののほか、消防長が必要があると認める事項

- 3 条例第68条の2第2項の規定による通知は、公表通知書(様式第19号)によるものとする。
様式第18号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。